

各就労継続支援 B 型事業所管理者 殿

福岡県福祉労働部障がい福祉課長
(社会参加係)

「工賃向上計画」(令和 3 年度以降)の作成について(依頼)

本県の障がい福祉の向上に日頃より御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、障がいのある方が地域において自立した生活を実現するために工賃の更なる向上は重要な課題です。

平成 19 年度からは「工賃倍増 5 か年計画」を、平成 24 年度以降は 3 年毎に「工賃向上計画」を策定し、工賃向上に向けた取組みを計画的に推進してきたところです。

この度、『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』の一部改正について(令和 3 年 3 月 10 日障発 0 3 1 0 第 5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(以下、「国基本指針」という。)が示され、令和 3 年度以降についても「工賃向上計画」に基づく取組みを推進することとされました。

つきましては、各事業所において、下記のとおり令和 3 年度以降の工賃向上計画を作成していただき、管理者がリーダーシップを発揮し、全職員で主体的に工賃向上に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

1 提出期限

令和 3 年 5 月 3 1 日(月曜日)【必着】

※就労継続支援 B 型サービス費(Ⅰ)及び就労継続支援 B 型サービス費(Ⅱ)の算定に当たっては、工賃向上計画の作成が要件とされています。令和 3 年 4 月分の報酬算定について、本通知の提出期限に関わらず、指定権者が定める期限までに必要な届出を行ってください。

2 計画の様式

電子データを福岡県庁ホームページに掲載していますので、ダウンロードして作成してください。

・福岡県 HP のページタイトル:

「工賃向上計画」(令和 3 年度以降)の作成について

・URL

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kouchinkuojyou-r3.html>

3 提出方法

電子メールで以下のメールアドレスに提出してください。

提出先：福岡県 障がい福祉課 社会参加係

メールアドレス：shakaisanka@pref.fukuoka.lg.jp

※「lg」は「エル・ジー」です。

【ファイル名のルール】

「事業所番号※半角（事業所名）」としてください。

4 計画の公表

「工賃向上計画」及び工賃実績については、障がいのある方に対する情報提供や各事業所の取組みを広報するため、できる限り、事業所のホームページ、広報誌を通じて公表してください。

5 国基本指針

国基本方針は福岡県庁ホームページ（計画の様式を掲載しているページ）に掲載しています。また、国基本指針に基づき、各事業所が目標工賃の設定において勘案することとされている都道府県目標工賃や県の施策については、「参考福岡県障がい者福祉計画における収入水準向上のための計画（抜粋）」として同ページに掲載しています。

6 就労支援事業会計処理基準

「工賃向上計画」では、就労支援事業の会計を記入していただきます。

就労支援事業の会計は、就労支援事業会計処理基準に基づき処理することとされていますのでご注意ください。

厚生労働省の通知を福岡県庁ホームページ（計画の様式を掲載しているページ）に掲載していますので、ご確認ください。

【問い合わせ先】

福岡県 障がい福祉課 社会参加係

TEL：092-643-3264

FAX：092-643-3304

E-Mail：shakaisanka@pref.fukuoka.lg.jp